

# せいすい 生水だより

令和3年12月号

No.72

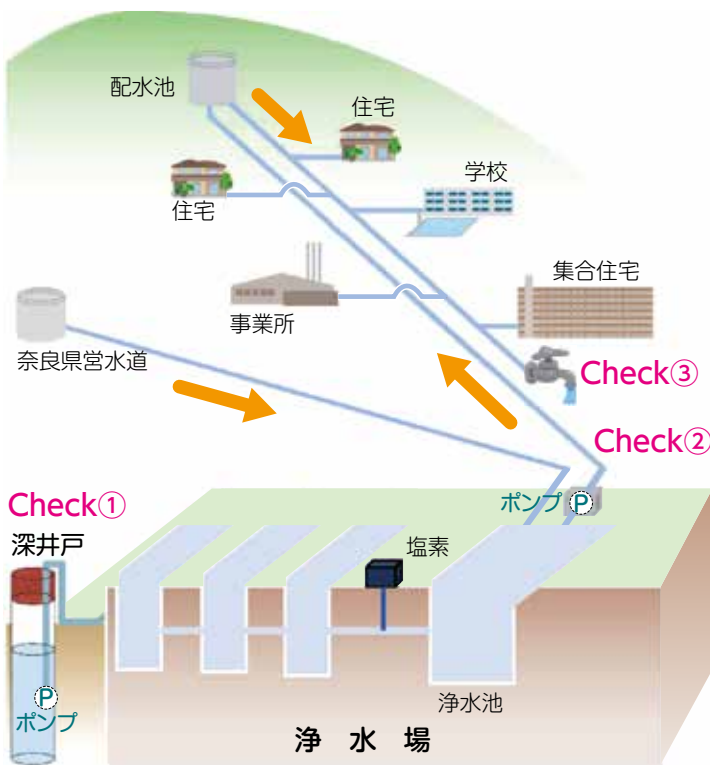
問 上下水道部工務課・総務課 (☎79-2800)

シリーズ②:生駒市水道事業ビジョン「安全」

～安全・安心な水道水をお届けするために～

## 水源から蛇口まで 水道水を3重にチェックしています

本市水道事業では、「水安全計画」に基づき、水源から蛇口(給水栓)に届くまで常に安全な水の供給に努めています。水質は、以下の3か所で計画的に検査をしています。



### 水の流れとチェックポイント

#### Check① 水源(深井戸)

水道水の原水として使用している各井戸の水を検査しています。

#### Check② 浄水場の出口

浄水処理が適正に行われていることを確認するために、各浄水場の出口で採水し検査をしています。

#### Check③ 蛇口(給水栓)

各浄水場などの配水系統ごとに、計8か所の給水栓で検査を実施しています。そのうち3か所は、色・にごり・残留塩素を24時間監視しています。

### 豆知識

#### 塩素ってなに？

Q:塩素は何からできているの？

A:塩素は、塩が原料です。わが国で消費される塩の約77%が、塩素の製造に使われています(参照:財務省「令和2年度塩需給実績」)。

Q:なぜ水道水に塩素を入れるの？

A:塩素は殺菌と同時に水中でも殺菌効果を長時間保つ働きがあります。この働きで、消毒された水道水が送水中に汚染されるのを防ぎ、殺菌効果を保ったまま蛇口までお届けすることができます。殺菌の効果は常温で3日、冷蔵庫で10日です。早めに飲むようにしてください。なお、水道水は遊離残留塩素を0.1mg/l以上保持するよう水道法で定められています。

#### 受水槽を適正に管理しましょう

ビル・マンションや学校・病院など一時に多量の水を使用する建物などでは、受水槽に水道水をいったん溜めてから利用者に届けています。

受水槽は使用水量により容量が設定され、常に新鮮な水が保たれるようになっています。水道事業では、毎年受水槽の管理者へ文書で水質管理を指導。受水槽の所有者(管理者)は、安心して水道水を飲めるように点検や清掃などを定期的に行い、衛生管理に努めてください。

